

< 参 考 资 料 >



殿

東京都副知事

猪瀬直樹

安藤立美

秋山俊行

平成25年度予算の見積りについて（依命通達）

我が国経済は、東日本大震災からの復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつあるものの、欧州債務問題や長引くデフレ、電力供給の制約など、様々な下振れリスクを抱えており、依然として厳しい状況にある。リーマンショックを端緒として平成20年度以降減収を続けている都税収入の動向は不透明と言わざるを得ず、今後の財政環境について、現時点で確たる見通しを持つことは困難である。

一方、今日の都政には、首都直下地震等による新たな被害想定を踏まえた防災対策や、都市活動を支えるエネルギー政策など、大震災を受けて浮き彫りとなった課題に対処し、東京を高度な防災機能を備えた都市とするための取組を強化していくことが求められている。さらに、少子高齢化対策をはじめとする都独自の先進的な施策や、都市インフラの整備、産業の活性化など、東京の更なる発展に向けてこれまで進めてきた戦略的な取組についても、中長期的な視点に立って着実に推進し、首都東京から日本の再生を牽引していかなければならない。

この都政に課された使命を確実に果たしていくためには、従来にも増して創意工夫を凝らし、徹底的に無駄を排除するとともに、一つひとつの施策の効率性や実効性を向上させる取組を徹底するなど、不断に自己改革に取り組むことが必要である。こうした観点に立ち、事業評価については、関係部局との連携強化による評価手法の充実を図るとともに、新たな公会計の視点も一層活用しつつ、事業の成果や決算状況の分析・検証を更に徹底していく。

その上で、都債や基金を計画的かつ戦略的に活用することにより、都民の負託に応える施策展開を支える財源を確保するとともに、この先も財政の健全性を堅持し、今後の社会経済状況の変化にも的確に対応しながら、都政の諸課題に対処していかなければならない。

また、抜本的な見直しが法案に明記された法人事業税の暫定措置についても、その確実な撤廃に向けて、働きかけを続けなければならない。

平成 25 年度予算は、財政環境の先行きを見通すことが困難な中であっても、財政の健全性を堅持しつつ、都政に課された使命を確実に果たしていく予算として、

第一に、都政が直面する諸課題に的確に対処するとともに、将来を見据え、東京の更なる発展に向けた戦略的な取組についても積極的に進めること

第二に、全ての施策について、必要性や有効性を厳しく検証するとともに、これまで以上に創意工夫を凝らし、効率的で無駄がなく、実効性の高い施策を構築していくこと

を基本として編成することとする。

したがって、平成 25 年度予算の見積りに当たり、各局は、この基本方針の下、下記により予算見積書を作成し、別に定める期日までに提出されたい。

この旨、命によって通達する。

## 記

1 平成 25 年度予算は、都政が直面する諸課題に的確に対処するとともに、東京の更なる発展に向けた戦略的な取組についても積極的に進め、同時に、全ての施策について、必要性や有効性を厳しく検証するとともに、これまで以上に創意工夫を凝らし、効率的で無駄がなく、実効性の高い施策を構築していくため、以下に掲げる方針に基づき、経費の見積りを行うこと。

(1) 都の行う全ての施策及びその実施体制について、事後検証を一層強化し、制度や事務事業の根本に立ち返り、必要性や有益性等を厳しく吟味することで、必要な見直し・再構築を確実に行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、今まで以上に創意工夫を凝らし、引き続きコストの縮減を図るとともに、無駄を排除するため、過去の決算や執行状況について徹底した分析・検証を行い、事業の評価や実績を踏まえた見積りとする。

事業評価については、施設整備評価や情報システム関係評価、「2020 年の東京」計画に掲げる目標に向けた取組、監理団体等を通じて実施している都事業、特別会計（準公営企業会計を含む。）及び歳入など、これまで進めてきた取組を不断に徹底することはもとより、監査結果を活用した見直しなど、その取組を強化すること。

(2) 「2020 年の東京」への実行プログラム 2013（仮称）については、「2020 年の東京」への実行プログラム 2013（仮称）策定方針（平成 24 年 7 月 26 日付 24 知計計第 134 号）に基づき、案を作成し、必要な経費を要求すること。

なお、要求に当たっては、「2020 年の東京」計画に掲げる目標に向けたこれまでの取組や新たな施策展開に対する事業の効率性・実効性等について、事業評価の取組を強化すること等により、十分に分析・検証を行うこと。

(3) 防災力の強化など大震災によって明らかとなった課題への対応については、「東京都防災対応指針」や、首都直下地震等による新たな被害想定を基にした「地域防災計画」の見直し状況を踏まえた上で、必要な経費を要求すること。

(4) 経費については、別紙の基準に基づいて区分し、所要額を見積もること。

なお、特例的取扱いを別紙のとおり定めるので、各局において、事業見直しや歳入の確保などを積極的に行うこと。

ア 義務的経費については、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査した上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

イ 自律的経費については、経常的・定型的な事業に対し、各局が分析・検証を通じた自主的・自律的な見直し・再構築を行い、各局の責任において規模・単価等積算根拠を十分精査した上で、平成24年度予算額の範囲内で所要額を見積もること。

ウ 政策的経費については、事業の必要性などの検証をあらゆる角度から徹底して行うとともに、全体計画など後年度の負担はもとより、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠についても十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

なお、原則として平成24年度予算額の範囲内とするが、これにより難いときは、事前に財務局と協議の上、必要な経費を要求すること。

エ 指定事業については、別途財務局が指定することとし、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査し、事前に財務局と調整の上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

(5) 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性などを厳しく見極めるとともに、施策のスクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の見直し・再構築を前提として経費を見積もること。

また、新規事業については、原則として期限を設定し、後年度の負担を明らかにした上で要求すること。

さらに、既存事業の要求に当たっても、可能な限りその終期を明記すること。

2 職員定数については、事務事業の見直しや、アウトソーシングの推進など、業務執行方法の改善を進めることにより、削減を図ること。

あわせて、業務を着実に遂行する観点から、多様な雇用形態も積極的に活用しながら、スリムで機能性の高い強堅な執行体制を構築すること。

3 東京都監理団体については、都政の推進における重要なパートナーであることから、都の施策や団体を取り巻く環境の変化に応じて、その存在意義を検証し、あり方や事業について不断の見直しを行うとともに、多様な視点から経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、監理団体に対する財政支出については、事業評価の取組を強化し、都事業としての事業効果や効率性を高めるとともに、団体で実施する妥当性等についても評価を行うこと。

また、監理団体の経営の効率化、自立化の促進及び都と監理団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

なお、監理団体以外の団体に対する財政支出についても、事業評価の取組を強化し、内容や方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

4 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、区市町村や民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、積極的に見直すこと。

また、都から区市町村への財政支援については、地方分権を推進する観点から、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ること。

5 庁舎など施設の新築、改築及び耐震化等については、「主要施設 10 ヶ年維持更新計画」における基本的な考え方に基づき、あらゆる施設について、事業のあり方を踏まえた整備の必要性を検証するとともに、手法やコストなどを改めて十分精査した上で、所要額を見積もること。

事業用地の先行取得については、事業そのものの必要性などを十分検証した上で要求すること。

また、施設の管理運営等において、既存施設も含め、民間活力を適正かつ積極的に活用するなど、効率的な執行体制の実現に努めること。

6 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の観点から、費用対効果を検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の負担を含めた費用対効果を明ら

かにすること。

7 歳入の見積りに当たっては、財源の的確な把握はもとより、事業評価の取組を強化した上で、更なる収入確保を図ること。

(1) 都税収入については、引き続き徴税努力を行い、徴収率の一層の向上を図ることにより、収入の確保に努めること。

(2) 国庫支出金については、国の予算編成の動向を踏まえつつ、都にとって不合理な制度設計や運用等のないよう関係省庁に対し、強く求めるとともに、都の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。

(3) 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、原価計算に基づき見直しを行うこと。

(4) 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、収入の確保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ることにより、収入の確保に努めること。

(6) 集中的・重点的な財源投入により、積極的に施策展開を行う取組については、充当可能な基金の活用にも努めること。

8 公営企業管理者においては、所管事業の経営状況を的確に踏まえ、更なる企業努力の徹底により、事務事業や執行体制を厳しく見直し、職員定数の削減を一層強化するなど、経費を十分に精査し、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

区 分	経 費 の 内 容
義務的経費	<p>予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、基礎的計数の精査により経費が積算されるもの</p> <p>① 給与関係費（時間外勤務手当等を除く。）</p> <p>② 公債費及び過年度分利子補給経費</p> <p>③ 税連動経費及びこれに準ずる経費</p>
自律的経費	<p>予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、各局がその責任において自律的に取り組むべき事務事業に要する経費</p> <p>① 管理事務費、施設運営事務費、維持管理費（情報システム経費を含む。ただし、システムの改善に要する経費は除く。）、法令運用事務経費、その他経常的・定型的な経費</p> <p>② 投資的経費のうち、その内容が経常的・維持補修的なもの</p>
政策的経費	<p>事務事業の構築や予算額の算定に当たって、政策的判断を要する経費</p>
指定事業	<p>一定以上の規模を有し、その性質上シーリングになじまないと考えられる事業のうち、別途財務局が指定するもの</p>

## 【特例的取扱い】

- ① 特定財源が事業費と同額又はこれを上回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。
- ② 特定財源が確実に増となると見込まれることにより、一般財源が前年度と同額又はこれを下回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。

- ③ 人員削減を伴う事業の見直しを行った場合には、人件費を含めた事業見直しによる効果分について、シーリングによる削減分として取り扱うことができる。

平成 25 年度予算編成方針

我が国経済は、復興需要が下支えする中で、弱いながら景気回復に向かうことが期待される状況にある。

都税収入は増加に転じることが見込まれるものの、依然として、リーマンショックにより前年度から 1 兆円もの減収となった平成 21 年度と同水準にとどまっている。海外経済の不確実性など、景気を下押しするリスクも懸念されており、景気変動の影響を受けやすい不安定な構造にある都税収入の先行きは楽観視できる状況にない。加えて、社会保障・税一体改革に係る税制改正の動向など、都財政に影響が及ぶ動きについても注視していく必要がある。

このような中、都政には、先駆的な取組により国を動かし、民間活力を引き出す新たな東京モデルを発信すること、現場を踏まえた実効性ある手立てを講じて都民の安全・安心を守り、東京から日本を支えることが求められている。首都東京の防災力の高度化に向けたハード・ソフト両面での取組、都市活動を支えるエネルギー対策、急速に進展する少子高齢化への対応など、様々な課題にスピード感を持って取り組んでいかなければならない。

同時に、こうした施策の展開を持続していくためには、中長期的な視点に立って都債の発行を抑制し、基金の残高を可能な限り確保するなど、財政基盤を一層強化していくことが重要である。

そのため、現場に根差した発想により施策の効率性や実効性を向上させる取組を徹底するなど、従来にも増して様々な工夫や努力を重ねていく。事業評価については、これまでの定着・成果の上に立ちつつ、新たに監査報告を活用した類似事業への横断的な検証に取り組むなど、事業を検証する機能の底上げを図る。

これらの取組を不断に行い、費用対効果の分析、経済への波及効果なども十分に考慮しつつ、都民の期待に応える施策を構築していく。

平成 25 年度予算は、「時流を先取りし、首都として国を動かし支えていく原動力となるとともに、将来に向けて財政基盤を一層強化し、東京の輝きを高めていく予算」と位置づけ、

- 1 国を動かし、民間活力を引き出しながら、新たな東京モデルを発信するとともに、都民の安全・安心を守り、東京から日本を支えること
- 2 将来に向けて施策を支え得る財政基盤を強化するため、施策の効率性や実効性を向上させる取組を徹底し、都政改革を推進すること

を基本として、下記により編成することとする。

#### 記

- 1 新たな東京モデルを発信して全国を牽引する取組や、都民の安全・安心を守る取組に財源を重点的に配分する。

「2020 年の東京」へのアクションプログラム 2013 として選定された事業の平成 25 年度事業費については、確実に計上する。

- 2 都の行う全ての施策について、制度や事業の根本に立ち返り、必要性や有益性、執行体制や将来への影響等を厳しく検証し、スクラップ・アンド・ビルドの視点を徹底させ、必要な見直し・再構築を行った上で、所要額を計上する。

経費の計上に当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、これまで以上に創意工夫を凝らすとともに、過去の決算や執行状況を徹底的に分析・検証し、事業の評価や実績を踏まえたものとする。

なお、事業評価については、関係部局と連携した取組や、新たな公会計手法を用いたコスト分析の活用など、これまで進めてきた取組を徹底するとともに、各種監査報告を活用して類似事例への横断的な検証を行うことなどにより、一段の底上げを図る。

(1) 経常経費のうち、自律的経費の計上については、各局の責任において見直し・再構築を行い、十分に精査する。それ以外の経費についても、前項の趣旨に則った精査を行う。

(2) 投資的経費については、重点的かつ計画的な事業量確保と事業執行の平準化を図っていく。

施設建設等については、「主要施設 10 ヶ年維持更新計画」における基本的な考え方に基づき、事業のあり方、必要性などを改めて精査した上で、所要額を計上する。

なお、民間活力の活用を積極的に図ることなどにより、建築・土木コストの適正化に努める。

3 職員定数については、事務事業の見直しや、アウトソーシングの推進など、業務執行方法の改善を進めることにより、削減を図る。

4 監理団体については、指定管理者制度の導入や公益法人制度改革など、団体を取り巻く環境が変化する中で、その存在意義を検証し、あり方や事業について不断の見直しを行うとともに、経営の効率化、自立化の促進及び都と監理団体との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行い、財政支出の削減を図る。

また、監理団体以外の団体に対する財政支出についても、事業評価の取組などを通じ、内容や方法など必要な見直しを行うことにより、削減を図る。

5 区市町村に対しては、地方分権を推進する観点から、役割分担を一層明確化し、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図る視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図る。

6 都税については、今後の経済動向等を的確に見通した上で、年間収入見込額を計上する。

7 都債については、将来の財政負担に配慮して抑制を基調とし、世代間の負担の公平を図る観点から、投資的経費等の財源として適切に活用する。

- 8 基金を適切に活用し、真に必要な施策を着実に実施するとともに、財政環境の変動に備え、財源として活用可能な基金の残高をできる限り確保する。
- 9 国庫支出金については、積極的な確保に努めることとし、国の予算編成の動向を踏まえ、年間内示見込額を計上する。
- 10 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から見直しを行い、都民生活への影響等にも配慮しつつ、所要の改定を行う。
- 11 特別会計（準公営企業会計を含む。）については、一般会計と同一の基調に立って、過去の決算や執行状況、事業効果などを踏まえた評価を行うとともに、会計設立の趣旨などを改めて検証した上で、所要額を計上する。

殿

東京都副知事

安藤立美

秋山俊行

平成25年度予算の執行について（依命通達）

我が国の経済は、生産や企業収益に改善の動きがみられるなど、景気は持ち直し、次第に回復に向かうことが期待される状況にある。

都財政においても、平成24年度の最終的な都税収入は5年ぶりに増加に転じる見込みであるが、依然としてリーマンショック直後の水準に止まっており、財政環境の先行きは楽観視できる状況にない。

そのような中、都政には、先駆的な取組により国を動かし、民間活力を引き出す新たな東京モデルを発信すること、現場を踏まえた実効性ある手立てを講じて都民の安全・安心を守り、東京から日本を支えることが求められている。

首都東京の防災力の高度化に向けたハード・ソフト両面での取組、急速に進展する少子高齢化への対応、都市活動を支えるエネルギー対策など、様々な課題にスピード感を持って取り組んでいかなければならない。

同時に、都政の諸課題に継続的かつ安定的に対応するためには、緩めることなく自己改革を推し進め、強固な財政基盤を堅持していくことにも、一層留意しなければならない。

こうしたことから、平成25年度予算は、「時流を先取りし、首都として国を動かし支えていく原動力となるとともに、将来に向けて財政基盤を一層強化し、東京の輝きを高めていく予算」と位置づけ、

第一に、国を動かし、民間活力を引き出しながら、新たな東京モデルを発信するとともに、都民の安全・安心を守り、東京から日本を支えること

第二に、将来に向けて施策を支え得る財政基盤を強化するため、施策の効率性や実効性を向上させる取組を徹底し、都政改革を推進することを基本として編成した。

平成 25 年度予算の執行に当たっては、予算に計上した施策の目的が確実に達成されることが極めて重要であり、その趣旨に沿って着実に実施する必要がある。とりわけ、投資的経費をはじめ、国の経済対策に関連する施策については、財源確保について確実な見通しを立てた上で迅速に対応し、早期に事業効果を発現することが求められる。

一方、都税収入は増加に転じたとはいえ、そもそもが景気の変動に左右されやすい不安定な構造にある。また、法人事業税の暫定措置も継続されており、この措置の確実な撤廃を国に強く求めていかなければならない。さらに、社会保障・税一体改革に係る税制改正の動向など、都財政に影響が及ぶ動きについても注視していく必要がある。

このため、予算の執行過程においても、事業評価などにより歳入・歳出全般にわたる見直しを不断に行い、一つひとつの事業の効果が最大限に発揮されるよう、様々な工夫を凝らしていく必要がある。そして、これらの取組による改善の方策については、平成 25 年度予算の執行のみならず、平成 26 年度の予算編成にも確実に反映させなければならない。

よって、貴職におかれては、現下の都財政の状況と課題を職員に十分周知徹底し、下記の事項に留意の上、予算の執行に万全を期されたい。

この旨、命によって通達する。

## 記

### 第1 全般的事項

都の行う全ての事業について、予算執行の過程においても、事業評価の取組などを通じ、施策の効率性や実効性を更に高める努力や工夫を推し進め、導き出された改善の方策等を事業計画や執行などに的確に反映していくこと。

また、事業評価の取組については、歳出はもとより、歳入や特別会計（準公営企業会計を含む。）についても、多面的な検証を行い、その結果を執行や歳入確保などに的確に反映していくこと。

### 第2 歳出について

1 「平成25年度予算編成方針」を基本に、効率的な予算執行の観点から更に精査を行った上で、年間執行計画を策定するとともに、「2020年の東京」へのアクションプログラム2013として選定された事業や都政が直面する課題への対応など、予算に計上した事業について、スピード感を持って取り組むとともに、その目的が確実に達成できるよう着実な執行を図ること。

2 事業の実施に当たっては、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう、その経済性、効率性を確保することはもとより、あらゆる創意工夫により経費の節減を図るなど、各局の責任の下で自律的な改革を進めていくこと。

3 投資的経費については、東京の都市機能を更に高めるインフラの整備などに対し重点的に財源を配分したところであるが、執行に当たっては、引き続きコストの縮減に取り組むとともに、現下の経済情勢を踏まえ、国の経済対策に留意しつつ、迅速な事業着手により時機を逸することなく着実に事業を進めていくこと。

なお、国庫補助事業については、都への配分状況に十分留意すること。

4 監理団体については、多様な視点から経営改革を進めるとともに、効率のかつ効果的な事業執行を図るよう、適切な指導監督を行うこと。

なお、監理団体を通じて実施している都事業についても、引き続き事業評価を行い、これまでの取組状況や成果等の分析・検証を進め、その結果を執行などに的確に反映していくこと。

また、監理団体以外の団体を通じて実施している都事業についても事業評価を行い、その結果を執行などに的確に反映していくこと。

- 5 不測の事態に備えるとともに、経費の更なる効率的執行を図るため、局において必要な経費の一部を保留すること。

### 第3 歳入について

- 1 都税収入については、経済の動向に留意しつつ、課税対象を的確に把握し、脱漏のないように努めることはもとより、区市町村との連携や機動的な組織運営によって、より一層滞納整理を促進するなど、税込確保に向けた取組を推進すること。

- 2 国庫支出金については、都市基盤の整備など、首都東京に投資効果の高いインフラ需要が存在していることを踏まえて、需要に応じた配分が得られるよう努めること。

また、関係省庁に対し、財源調整措置の廃止等国庫支出金制度の改善合理化について引き続き強く要望することで、国庫補助金の内示に際し、不交付団体に対する特別な調整を行うことのないよう働きかけること。

- 3 その他の収入についても、予算計上額を確保することはもとより、引き続き事業評価を行い、更なる収入確保の取組を進めることで、増収に向けて最大限の努力を図っていくこと。

また、貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ること。

### 第4 特別会計

特別会計（準公営企業会計を含む。）については、施策の効率性・実効性を一層向上させる観点から、引き続き事業評価を行い、その結果を執行などに

的確に反映させていくこと。

## 第5 予算関係事案の処理について

1 予算関係事案のうち、次の各号のいずれかに該当するものを決定しようとする場合は、財務局に協議すること。

(1) 次に掲げるものに係る事案

ア 都行政の運営に関する一般方針の確定

イ 都が執行すべき事務事業に係る基本的な方針及び計画の設定、変更及び廃止

ウ 成立した予算に係る事務事業についての基本的執行方針の決定

エ 成立した予算に係る局の事務事業についての執行計画の設定、変更及び廃止

(2) 委託料の支出に係る事案のうち、調査委託等で別に財務局長が指定する事案

(3) 落札差金及び設計差金の使用に係る事案

(4) 用地会計による用地取得に係る事案

(5) 前各号のほか、別に財務局長が指定する事案

2 財務局への協議は、知事決定事案については財務局長、局長決定事案については財務局主計部長、部長又は課長決定事案については財務局主計部各課長（財政課長、予算各課長及び公債課長）に対して行うこと。



## 平成 25 年度予算概要

平成 25 年 4 月発行

印刷物規格表第 2 類
-------------

印刷番号 (24) 29
--------------

編集・発行 東京都財務局主計部財政課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 03-5388-2669

印刷 株式会社 中央謄写堂